

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン蒸気配管（クロスアラウンド配管）溶接部の浸透探傷検査時、線状指示模様が認められたため、当該溶接部を修理	D	
2	1号機	1・2号機活性炭ホールドアップ建屋退出用ハンドフットクロスモニタ他1台の校正記録データの再確認時、モニタの検出効率設定に左右の取り違い（検出器4箇所）が認められたため、当該モニタの設定を修正及び再評価	B	
3	1号機	主発電機分解点検時、水素冷却用コアバツフルに破損（4分割中の1個）が認められたため、当該バツフルを修理	C	
4	1号機	プロセス計算機ソフト改造に伴う点検時、ゲートウェイ計算機用UPS（バッテリー付電源装置）に動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	
5	1号機	硫酸第一鉄注入ポンプ注入ライン安全弁動作試験において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	硫酸第一鉄注入ポンプ吐出圧力計の点検時、指示不良（ゼロ点ドリフト）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
7	1号機	主蒸気管ドレン隔離弁間リークテスト実施時、漏えい率に許容値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	屋外給復水酸素ポンプ室ラック（B）において、集合配管とポンプ出口弁の配管継手部より酸素のリーク（微量）が認められたため、当該継手部を点検・修理	D	
9	4号機	排ガス復水器（A）水室安全弁において、シートパス（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉建屋に設置された直流モータコントロールセンタ（4A-3A2ユニット）において、前扉の開閉不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
11	5号機	硫酸第一鉄タンク・攪拌機小屋における支柱サポートにおいて、ボルト部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	屋外液位スイッチ校正装置の弁（1台）において、弁のハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
13	5号機	補助海水ポンプ出口ストレーナ上蓋取り外し用チェーンブロックにおいて、錆の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	所内ボイラ煙突ばい煙測定孔において、フランジボルトネジ部に塗膜の噛み込み及びパッキンに劣化が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	補助海水ポンプ出口ストレーナ上蓋取り外し用チェーンブロックにおいて、錆の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	計装用空気系空気圧縮機（B）アフタークーラ出口弁において、シートパス（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	プロセス計算機プラントデータ（NSSS）タイプにおいて、用紙押さえカバーの一部に破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
18	6号機	第1給水加熱器（B・C）ドレン水位調整弁（2台）において、ステムリークオフラインに温度上昇が認められたため、当該部を点検・対応検討	C	
19	集中環境施設	管理区域内飲用給水所用ハンドフットクロスモニタ校正記録データの再確認時、モニタの検出効率値（左手用）の設定に誤りが認められたため、当該モニタの設定を修正及び再評価	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで